同 意 書

年 月 日

十和田市長 様

私は、令和6年度十和田市地方就職学生支援金の申請にあたり、下記の事項について同意 します。

- 1. 転入日から5年以内に、市から転出した場合には、転出日及び転出後の在住地が分かる住民票を提出すること。
- 2. 就業日から1年以内に、学生支援金の要件を満たす職を辞した場合には、退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等転入前での在勤地及び就業期間を確認できる書類を提出すること。
- 3. 令和6年度十和田市地方就職学生支援金交付要綱第11条の規定により、市が住民基本 台帳により居住の確認をすること。
- 4. 県及び市が、あおもり移住支援事業及び十和田市地方就職学生支援事業により得た個人情報について、事業の実施のための利用、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があること。
- 5. あおもり移住支援事業及び十和田市地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査について、県及び市から求められた場合には応じること。

住 所

氏 名

ED